

埼玉県告示第 204 号

私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）第 14 条第 2 項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が令和 7 年度以後の各年度の同項に規定する計算書類及びその附属明細書（以下これらを「計算書類等」という。）について受ける公認会計士（公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 16 条の 2 第 5 項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査を次のとおり定め、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

なお、昭和 53 年埼玉県告示第 967 号（私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査事項について）は、令和 6 年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書への適用をもって廃止する。

令和 7 年 3 月 28 日

埼玉県知事 大野 元裕

- 1 学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）の定めるところに従って会計処理が行われているかどうか。
- 2 学校法人会計基準の定めるところに従って計算書類等が作成されているかどうか。